

○第六建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

情報伝達、避難計画等に関する事項

| 項目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | 文京区 | 台東区 | 荒川区 | 北区 | 足立区 | 気象庁東京管区気象台 | 関東地方整備局 | 東京都 | 取組機関 | |
|---|---|--|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| ①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等 | A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示に直結する氾濫危険情報等を直接区市長へ伝達する取組を促進する。(ホットメールの構築) | 現状と課題 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。 | ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。 | ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。 | ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。 | ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。 | | | ・首長による避難指示等の確実・迅速な発令を支援するため、首長に対し直接防災情報を提供する仕組み(ホットメール)を構築している。一部の自治体で未提供となっている。(建設局) | 【区市町村】 洪水予報又は水位周知河川の伝達系統図に属する区市のみ対象 【東京都】 建設局 | |
| | | 今後の具体的な取組 ・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。 ・区防災担当部署での連絡体制を構築していく。 | ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築しているが、引き続き活用していく。 | ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築しているが、引き続き活用していく。 | ・避難指示に直結する氾濫危険情報等を区長へ直接連絡することに関して内部連絡体制等について、検討を行っている。 ・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。 | ・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。 | ・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。 | | | ・ホットメールの利用を促進していく。(建設局) | |
| | | R4年度 ・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築した。 ・区防災担当部署での連絡体制を構築した。 | ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築しているが、引き続き活用していく。 | ・災害対策本部訓練において災害情報システムを活用した情報伝達・共有を実施し、関係部署との情報連携体制を強化した。 | ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を引き続き活用していく。 | ・東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。 | | | | ・引き続き、対象の全自治体の参加を求めていく。(建設局) | |
| | | 現状と課題 ・区長が避難指示等を判断する際に必要な河川の状態や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。 ・都の水防総合情報システム及び区の水防システムに基づき、河川の状態把握に努めるとともに、出水に備えて現地における監視や河川区域の巡回を実施している。 | ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・民間気象情報会社と契約し、意思決定支援情報を収集している。 | ・避難情報の発令を判断する際に必要となる河川の状態や今後の水位変化予測などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。 | ・区長が避難指示等を判断する際に必要な、河川の状態や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。 | ・区長が避難指示等を判断する際に必要な河川の状態や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。 | | | | ・防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水防総合情報システムにより、水位計や雨量計の情報を区に提供している。また、河川の状態をわかりやすく提供するため、河川監視カメラの映像をYouTubeを活用して動画配信している。(建設局) | 【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局 |
| 今後の具体的な取組 ・内部連携体制について、検討していく。 ・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。 | 引き続き上記ツールを活用していく。 | ・引き続き、関係部署と連携し、各部署が収集すべき情報の整理・共有、体制の確認を行う。 | ・避難指示に直結する氾濫危険情報等を区長へ直接連絡することに関して内部連絡体制等について、検討を行っている。 ・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。 | ・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。 | | | | ・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局) | | | |
| B 洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知河川において、避難指示等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難指示部署等へ伝達できる仕組みを促進する。(避難指示等の発令判断の支援) | R4年度 ・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを構築したため、引き続き活用していく。 | 引き続き上記ツールを活用していく。 | ・関係部署と協議し、防災情報を共有できる仕組みの構築を検討している。 | ・東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。 ・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後が実施する取組に応じて対応を検討していく。 ・国管理河川について、江東区へ気象庁から情報が届く仕組みとなっている。この情報を都管理河川の避難判断に利用する仕組みを構築している。 | | | | ・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・防災情報を区市防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済である。(港湾局、建設局) | | | |
| | 現状と課題 ・水害・土砂災害対策実施要領を策定し、水害・土砂災害対策のタイムラインや避難情報の発令基準等を定めている。 ・浸水想定の見直しに伴い、タイムラインや発令基準等の見直しを検討していく必要がある。 | ・神田川氾濫、高潮による神田川と石神井川からの越水、内水氾濫について、内部で避難勧告着目型のタイムラインを作成し、避難場所の開設時間や開設のタイミングを決定した。 | ・荒川に対応した「荒川下流タイムライン」を策定している。 ・浸水想定が見直された際は、タイムラインや避難情報の発令基準等を改定する必要がある。 ・タイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する必要がある。 | ・洪水に関する避難指示等の発令基準について、より詳細な発令基準や対象区域を検討し、地域防災計画に定める必要がある。 ・タイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する必要がある。 | ・洪水に関する避難指示等の発令基準について、より詳細な発令基準や対象区域を検討し、地域防災計画に定める必要がある。 ・タイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する必要がある。 | | | ・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。 | ・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため、多機関連続型タイムラインを作成することは困難である。(総務局、建設局) ・災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難指示及び緊急安全確保措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。(総務局) ・区のタイムライン策定支援のために、高潮氾濫発生情報の提供を行う必要がある。(港湾局、建設局) | 【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局 | |
| ②避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン) | 今後の具体的な取組 ・的確に情報伝達ができる効果的な方法について検討していく。 ・浸水想定の見直しに伴い、タイムラインや発令基準等の見直しの必要性を検討する。 | ・神田川氾濫、高潮による神田川と石神井川からの越水、内水氾濫について、内部で避難勧告着目型のタイムラインを作成し、避難場所の開設時間や開設のタイミングを決定したため、運用方法について引き続き検討していく。 | ・石神井川における洪水・高潮、また、土砂災害に対応したタイムラインの策定について検討を進めていく。 | ・洪水に関する避難指示等の発令基準について、随時検討していく。 ・石神井川について、タイムラインを作成する必要性について検討していく。 | ・避難指示等発令の対象区域について、事前に定めておく必要があるかを検討していく。 ・石神井川について、タイムラインを作成する必要性について検討していく。 | | ・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の利活用促進を図る。 | ・水害時のタイムラインの作成について、既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局) | | | |
| | R4年度 ・的確に情報伝達ができる効果的な方法について、引き続き検討していく。 ・浸水想定の見直しに伴い、タイムラインや発令基準等の見直しの必要性について、引き続き検討していく。 | ・神田川氾濫、高潮による神田川と石神井川からの越水、内水氾濫について、内部で避難勧告着目型のタイムラインを作成し、避難場所の開設時間や開設のタイミングを決定したため、運用方法について引き続き検討した。 | ・石神井川におけるタイムラインの作成については、その必要性も含め、引き続き検討した。 | ・洪水に関する避難指示等の発令基準について、地域防災計画への反映を検討している。 ・石神井川・新河岸川について、タイムラインを作成する必要性について検討している。 | ・荒川氾濫時の市内タイムラインについて、市内各所で検証を行い、課題の抽出やとるべき行動の修正を、タイムラインの充実を図った。 ・河川水位のみでなく、流域の降水量など気象の分析とあわせて避難指示等発令の対象区域を判断している。発令対象区域、発令判断基準については引き続き検討を行う。 | | | ・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大版)の運用の際、気象情報の提供等を行っている。多摩川タイムラインについても気象情報の提供等を行っている。 ・区市町村防災担当等との打合せ等連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜助言を行っている。 | ・今年度、危険度分布「キョウルの色」が変更になったことを受け、「区市町村タイムライン作成手順書」及び「区市町村タイムラインひな形」を更新し、区市町村へ展開した。引き続き、区市町村のタイムライン作成を支援していく。(総務局) ・防災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、水害対応タイムラインの作成の有無を確認するとともに、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準等を確認している。(建設局、総務局、港湾局) | | |
| ③水害危険性の周知、IoTを活用した洪水・高潮情報の提供 | 現状と課題 ・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない。 ・登録メール(文の安心心・防災メール)や水防サイレンで危険水位に達したことを等の情報を発信している。 ・HP、SNS、登録制メール、アラート、CATV、防災行政無線、緊急通報メール、等で避難情報の伝達を行うよう整備している。 | ・ホームページ、ツイッターなどのSNS、たいよう防災気象情報メール、アラート(公共情報コモンズ)、防災行政無線、緊急通報メール、直接的な呼びかけ(警察、消防等の防災関係機関)、広報車(区広報車、青色トロール車等)など、すべての情報伝達手段を使い、情報伝達を行う。 ・発表・公表されている雨量・水位・河川映像・氾濫危険情報などの防災情報等が住民等に十分に周知されていないことが課題である。 | ・ホームページや区防災アプリ、区メールマガジン、区公式SNS、ヤフー防災アプリ等を活用し、災害情報の発信を行っている。 ・事件を離れた世帯に対し、災害情報受信機を無償貸与し、区民の災害情報の受信体制を強化している。 | ・防災アプリやホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない。 ・新河岸川や荒川の水害危険性の情報提供の充実を図るよう、要望が寄せられている。 | ・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報が得られるリンク先を案内している。 ・足立区防災アプリで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を案内している。 ・防災行政無線、広報車、登録制メール、フェイスブック、ツイッター、緊急通報メール、アラート、あだち安心電話(登録制自動発信電話)等で洪水情報や避難情報等を随時案内している。 ・大雨や台風等によって、防災行政無線や広報車の音声が届きづらい。 ・車一の情報収集手段によらず各情報伝達手段の利用促進を図る必要がある。 ・外国人居住者への周知が課題。 | ・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁ホームページで提供している。 ・防災行政無線、広報車、登録制メール、フェイスブック、ツイッター、緊急通報メール、アラート、あだち安心電話(登録制自動発信電話)等で洪水情報や避難情報等を随時案内している。 ・大雨や台風等によって、防災行政無線や広報車の音声が届きづらい。 ・車一の情報収集手段によらず各情報伝達手段の利用促進を図る必要がある。 ・外国人居住者への周知が課題。 | ・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁ホームページで提供している。 | ・河川の状態をリアルタイムでわかりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。水位やカメラ映像等のリアルタイム情報を「東京都水防総合情報システム」やYouTube)で公開し、情報発信を強化している。(建設局) ・気象情報の集約化や有効活用の検討が必要である。(建設局) ・平時時から潮位データ、海面のライブ映像、気象情報等をウェブ上にリアルタイムで公開する高潮防災総合情報システムを運用している。(港湾局) | 【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、港湾局 | | |
| | 今後の具体的な取組 ・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大、SNSや災害アプリの活用を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。 | ・各種媒体を活用し、登録制メールやアプリの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。 | ・引き続き、各種媒体を活用した災害情報の発信方法・内容を確認し、訓練を実施することにより、迅速な情報発信体制を構築していく。 | ・各種媒体を活用し、防災アプリや登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。 | ・各種媒体を活用し、登録制メールやあだち安心電話の登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。 | | | ・気象庁ホームページ等で提供している洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値を利活用し、水害の危険性を事前に確認し、防災関係機関や住民が適時適切な防災対応をとるよう、周知広報を行う。 | ・引き続き、監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。簡易計数やアクセラメーターから、活用状況を把握する。(建設局) ・高潮浸水想定区域図の改定に伴い、高潮防災総合情報システムの改修を行う。(港湾局) | | |

○第六建設事務幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

| | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------|--|--|--|---|--|--|--|--|------------------|
| <p>④危険レベルの統一化による防災情報の整理</p> | <p>R4年度</p> | <p>・情報が区民に確実に伝わるよう、今年度新たに防災ポータル及び防災アプリを公開した。 ・情報が正確に伝わるよう、情報の発信内容についても検討していく。</p> | <p>・各種媒体を活用し、登録メールやアプリの登録拡大を行っているなど、情報の確実な伝達について周知していく。 ・災害情報システムを活用した各種媒体への情報発信を実施した。 ・各種媒体を活用した災害情報の発信方法・内容を確認し、訓練等を通じて課題の洗い出し等を行った。</p> | <p>・引き続き、水位情報・避難情報の発信登録メールを登録者の普及拡大に努めている。 ・聴覚障害者向けに、文字で情報を伝える戸別受信機の配付を行った。</p> | <p>・ホームページや登録制メール、あだち安心電話、防災アプリ、LINE公式アカウントなど情報発信ツール周知のため、広報紙への掲載、講演会や避難所の防災訓練での案内などに努めた。 ・防災行政無線の聞き直しができる「防災無線テレホン案内」を運用している。 ・上記テレホン案内等を周知するため、マグネットシートを作成し、町会自治会等に配布している。 ・令和4年度からシステム連携により避難所の収容状況等を区民が閲覧できるポータルサイトを公開し、区民に避難情報の提供を行う。令和4年4月に足立区防災アプリを更新した。</p> | <p>・市内の各区市町村長、防災担当者との打合せの際、キキウ(危険度分布)や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施した。</p> | <p>・監視カメラの公開を拡大していく。「東京都水防災総合情報システム」により使いやすいデザインに変更予定。(建設局) ・高潮防災総合情報システムの改修の検討を行っている。(港湾局)</p> | | | |
| <p>④危険レベルの統一化による防災情報の整理</p> | <p>現状と課題</p> | <p>・警戒レベルを用いた避難指示等の発令を実施している。 ・警戒レベルを用いた避難指示等の発令について、区民に周知を行う必要がある。</p> | <p>・警戒レベル相当情報(防災気象情報)と警戒レベル(避難情報)について、住民の正確な知識取得に繋がるよう、たいとう区安全・安心ハンドブックに各媒体のページを設け周知している。 ・災害種別ごとに様々な情報が発出され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。また、気象庁や都から発せられる情報は、あくまで警戒レベル〇〇相当情報であり、必ずしも区が避難情報</p> | <p>・大規模河川の場合、区外地域の警戒レベルも情報として発信されるため、発信情報の整理が必要である。</p> | <p>・近畿危険情報や洪水警報など用語が難しく、住民がそれぞれの情報の危険度認識に困難な場合があり、避難行動に繋がっていない一因となっている。 ・情報の取得方法について高齢者は手段が無いことも想定される。</p> | <p>・防災気象情報について、各警戒レベルとの位置づけを明確化し提供が必要がある。 ・警戒レベルについての周知啓発活動を、関係機関と連携して実施する。</p> | <p>・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルを明示した発表文を用いて運用している。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)</p> | <p>【区市町村】 ・全区市町村が対象【気象庁】 建設局、港湾局</p> | | |
| <p>④危険レベルの統一化による防災情報の整理</p> | <p>今後の具体的な取組</p> | <p>・警戒レベルを用いた避難指示等の発令について、区民に周知を行う。 ・今後も引き続き住民への周知を行っていく。</p> | <p>・引き続き、警戒レベルと防災(気象)情報を併記した形式で周知していく。</p> | <p>・住民警戒レベルを活用した避難判断ができるように、登録制メールの発信情報の見直しを行う。</p> | <p>・ハザードマップや広報誌へ、警戒レベルについて掲載する。 ・気象庁や河川管理者が発する「レベル相当」と、自治体の発表する避難勧告等の違いについて、講演会などで伝えていく。 ・情報発信方法についても今後検討を行っている。</p> | <p>・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用していく。(港湾局、建設局)</p> | <p>【区市町村】 ・全区市町村が対象【気象庁】 建設局、港湾局</p> | | | |
| <p>④危険レベルの統一化による防災情報の整理</p> | <p>R4年度</p> | <p>・気象庁や東京都が発する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを構築したため、引き続き、警戒レベルや避難指示等の発令について、区民に周知を行う。</p> | <p>・今後も引き続き住民への周知を行っていく。 ・防災講話等の機会を捉え、警戒レベルと防災情報、及びその時の避難行動に関して周知啓発を行った。</p> | <p>・気象庁や東京都が発する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討している。</p> | <p>・令和3年度の災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更について、区ホームページやリーフレット等で区民に周知を行った。 ・上記避難情報の修正を、区で作成した庁内タイムラインに反映させた。 ・江東5区の広域避難情報について、上記法改正を受け、避難情報の名称や発令について整理を行った。</p> | <p>・気象庁ホームページのキキウ(危険度分布)について、警戒レベルが相当の「災害切迫」(黄)を新設するとともに、警戒レベル4相当を「危険」(赤)に統合することで、より分かりやすく危険度を伝えることができるようにする改善を実施。 ・自治体向け講習会や担当者打合せの機会に警戒レベルの説明を行った。</p> | <p>・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)</p> | | | |
| <p>項目</p> | <p>東京都管理河川を対象とした取組内容</p> | <p>文京区</p> | <p>台東区</p> | <p>荒川区</p> | <p>北区</p> | <p>足立区</p> | <p>気象庁東京東区気象台</p> | <p>関東地方整備局</p> | <p>東京都</p> | <p>取組機関</p> |
| <p>⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用</p> | <p>現状と課題</p> | <p>・ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有を行う。 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。</p> | <p>今後の具体的な取組</p> | <p>R4年度</p> | <p>現状と課題</p> | <p>今後の具体的な取組</p> | <p>R4年度</p> | <p>現状と課題</p> | <p>R4年度</p> | <p>今後の具体的な取組</p> |
| <p>項目</p> | <p>東京都管理河川を対象とした取組内容</p> | <p>文京区</p> | <p>台東区</p> | <p>荒川区</p> | <p>北区</p> | <p>足立区</p> | <p>気象庁東京東区気象台</p> | <p>関東地方整備局</p> | <p>東京都</p> | <p>取組機関</p> |
| <p>⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用</p> | <p>現状と課題</p> | <p>・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。</p> | <p>・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・住民自身が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。 ・区境付近に居住する区民については、近隣区の避難場所に避難することから、近隣市区町村への避難等は計画していない。</p> | <p>・公共施設を緊急時の避難場所として指定しているほか、民間事業者の協力を得て、避難場所を確保している。 ・区境付近に居住する区民については、近隣区の避難場所に避難することから、近隣市区町村への避難等は計画していない。</p> | <p>・ハザードマップで区内の避難場所を公表している。 ・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。</p> | <p>・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・住民の避難先や避難経路について検討が必要である。 ・避難場所の共有について検討していく必要がある。</p> | <p>・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村が作成している水害ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局) ・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。(総務局)</p> | <p>【区市町村】 小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ対象(都水防計画に基づく関係機関) 【東京都】 水道局、交通局、建設局</p> | | |
| <p>⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用</p> | <p>今後の具体的な取組</p> | <p>・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局) ・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局) ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。(水道局、交通局)</p> | <p>・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局) ・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p> | <p>・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局) ・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p> | <p>・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局) ・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p> | <p>・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局) ・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p> | <p>・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局) ・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p> | <p>【区市町村】 全区市町村が対象【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、福祉保健局、教育庁、生活文化スポーツ局、都市整備局(一、二、三、四、六建管内のみ)</p> | | |
| <p>項目</p> | <p>東京都管理河川を対象とした取組内容</p> | <p>文京区</p> | <p>台東区</p> | <p>荒川区</p> | <p>北区</p> | <p>足立区</p> | <p>気象庁東京東区気象台</p> | <p>関東地方整備局</p> | <p>東京都</p> | <p>取組機関</p> |
| <p>⑥浸水想定区域図、高潮浸水想定区域図等を基に避難場所、経路を検討する</p> | <p>現状と課題</p> | <p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握することと併せて、地域防災計画に記載している。 ・地域防災計画で定めた要配慮者利用施設について、避難確保計画の提出を促している。 ・地域防災計画に定められた施設における避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況の現状確認や未作成・未実施の施設に対する支援等を行っている。 ・地域防災計画に定めた地下街等については避難確保、浸水防止計画の提出を促している。</p> | <p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設及び地下街等について、関係部署と連携し、対象施設の把握、避難確保計画の作成促進、作成支援、訓練実施確認等を行っている。 ・自施設が避難確保計画の作成対象になっているかどうか、または、避難確保計画自体を把握しておらず、計画作成に着手していない施設が見受けられる。</p> | <p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握することと併せて、地域防災計画に記載している。 ・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</p> | <p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し、整理することと併せて、地域防災計画に記載している。 ・施設管理者への取組内容(計画の主旨や作成方法等)の説明が課題である。 ・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</p> | <p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し、整理することと併せて、地域防災計画に記載している。 ・施設管理者への取組内容(計画の主旨や作成方法等)の説明が課題である。 ・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</p> | <p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し、整理することと併せて、地域防災計画に記載している。 ・施設管理者への取組内容(計画の主旨や作成方法等)の説明が課題である。 ・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</p> | <p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し、整理することと併せて、地域防災計画に記載している。 ・施設管理者への取組内容(計画の主旨や作成方法等)の説明が課題である。 ・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</p> | <p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し、整理することと併せて、地域防災計画に記載している。 ・施設管理者への取組内容(計画の主旨や作成方法等)の説明が課題である。 ・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</p> | |
| <p>⑥浸水想定区域図、高潮浸水想定区域図等を基に避難場所、経路を検討する</p> | <p>今後の具体的な取組</p> | <p>・引き続き、関係部署と連携した取り組みが必要である。 ・引き続き、関係部署と連携した取り組みが必要である。</p> | <p>・引き続き、関係部署と連携した取り組みが必要である。 ・引き続き、関係部署と連携した取り組みが必要である。</p> | <p>・引き続き、関係部署と連携した取り組みが必要である。 ・引き続き、関係部署と連携した取り組みが必要である。</p> | <p>・引き続き、関係部署と連携した取り組みが必要である。 ・引き続き、関係部署と連携した取り組みが必要である。</p> | <p>・引き続き、関係部署と連携した取り組みが必要である。 ・引き続き、関係部署と連携した取り組みが必要である。</p> | <p>・引き続き、関係部署と連携した取り組みが必要である。 ・引き続き、関係部署と連携した取り組みが必要である。</p> | <p>・引き続き、関係部署と連携した取り組みが必要である。 ・引き続き、関係部署と連携した取り組みが必要である。</p> | <p>・引き続き、関係部署と連携した取り組みが必要である。 ・引き続き、関係部署と連携した取り組みが必要である。</p> | |

○第六施設等審幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

| | | | | | |
|--|---|--|--|---|---|
| <p>・避難訓練の実施状況を把握する。 ・大規模地下街等の浸水対策における防災訓練を実施し、避難経路を精査する。</p> | <p>・地域防災計画等に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の未作成や訓練の実施の把握に努め、作成・実施率100%に向け推進していく。</p> | <p>・今後も、浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設及び地下街施設に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促していく。</p> <p>・関係部署に対し、改めて各部署が所管する施設等の計画作成を支援した。</p> <p>・また、作成時の相談・支援内容に応じて、問合せ先を部署ごとに分けることにより、相談支援体制を整理した。</p> | <p>・地域防災計画に記載した施設等に対して、避難確保計画の作成を確認していく。</p> <p>・地域防災計画に定めた地下街について、避難確保計画の作成状況を確認した。引き続き、計画の作成や訓練の着実な実施を支援していく。</p> <p>・効果的に効果的な避難確保計画を作成するための支援方法を検討していく。</p> | <p>・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保計画の作成を支援していく。</p> <p>・地域防災計画に定めた地下街について、避難確保計画の作成状況を確認した。引き続き、計画の作成や訓練の着実な実施を支援していく。</p> <p>・効果的に効果的な避難確保計画を作成するための支援方法を検討していく。</p> | <p>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を区に区市町村が行う洪水ハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・引き続き、高潮浸水想定区域図を区に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p> <p>・区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を把握し、必要に応じ、取組内容を共有するなどの支援を行った。また、要配慮者利用施設の避難確保計画作成率が低く、未作成の施設数が多い区3市を対象に、現状の課題について個別のヒアリングを実施し、作成率が高い区の独自の工夫事例について共有を図り、国交省水管理・国土保全局にも適宜情報共有し、必要な支援を求めた。(建設局)</p> <p>・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施(生活文化スポーツ局)</p> <p>・東京都地下街等浸水対策協議会では、12地区部会を計24回、幹事会を1回開催した。(都市整備局)</p> <p>・出水期前には、各地区では地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、7地区では避難経路、浸水防止対策の実施形式による訓練を実施した。なお、渋谷地区の訓練では、状況を実際の有事に近づけ、避難訓練の実効性を高めるため、利用者としての役割を与え、訓練シナリオを与えない参加者を用意して行った。(都市整備局)</p> <p>・避難経路の精査については、池袋、新橋の2地区で、地元区と施設管理者とともに実施した。また、7月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。(都市整備局)</p> <p>・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局)</p> <p>・要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保の計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知した。(教育庁)</p> |
|--|---|--|--|---|---|

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

| 項目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | 文京区 | 台東区 | 荒川区 | 北区 | 足立区 | 気象庁東京都気象台 | 関東地方整備局 | 東京都 | 取組機関 |
|---|---------------------------------------|---|--|---|---|---|---|---|--|------|
| <p>④想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図や想定最大規模降雨による浸水想定区域図等の共有</p> | <p>・現状と課題 ・今後の具体的な取組 R4年度</p> | <p>・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、防災訓練や窓口配布、HP等で周知している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p> | <p>・東京都が公表している浸水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、公表している。 ・ハザードマップは全世帯に配布するとともに、区ホームページに掲載している。 ・機会を捉えた周知啓発を図る必要がある。</p> | <p>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、区ホームページや区防災アプリ等で周知している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p> | <p>・東京都が公表している浸水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、区ホームページや区防災アプリ等で周知している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p> | <p>・国、東京都及び埼玉県が公表している洪水浸水想定(予想を含む)区域図を基にハザードマップを作成し公表している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。 【周知方法】 ・ホームページに掲載。紙媒体は、令和4年5～6月に全戸配布済み。今後、区内への転入者には、転入時に各区民事務所配布。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討していく。</p> | <p>・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図を公表している。(港湾局、建設局) ・高潮浸水想定区域図の改定検討を行っている。(港湾局、建設局) ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成する必要がある(建設局、下水道局)。</p> | <p>・引き続き、雨水出水浸水想定区域図の作成及び雨水出水浸水想定区域の指定について検討していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、区市町村が作成する雨水出水浸水想定区域図の作成について技術支援を行っていく。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図を改定していく。(港湾局、建設局) ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成でき次第、順次公表・普及啓発していく(建設局、下水道局)。</p> | <p>【東京都】 建設局、下水道局、港湾局 【区市町村】 区市町村のみが対象(下水道等排水施設に関する雨水出水(内水)への対応)</p> | |
| <p>④水害ハザードマップの作成、改良と周知</p> | <p>・現状と課題 ・今後の具体的な取組 R4年度</p> | <p>・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、防災訓練や窓口配布、HP等で周知している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p> | <p>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、区ホームページや区防災アプリ等で周知している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p> | <p>・東京都が公表している浸水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、区ホームページや区防災アプリ等で周知している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p> | <p>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、区ホームページや区防災アプリ等で周知している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p> | <p>・国、東京都及び埼玉県が公表している洪水浸水想定(予想を含む)区域図を基にハザードマップを作成し公表している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。 【周知方法】 ・ホームページに掲載。紙媒体は、令和4年5～6月に全戸配布済み。今後、区内への転入者には、転入時に各区民事務所配布。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討していく。</p> | <p>・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図を公表している。(港湾局、建設局) ・高潮浸水想定区域図の改定検討を行っている。(港湾局、建設局) ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成する必要がある(建設局、下水道局、港湾局)。</p> | <p>・雨水出水浸水想定区域図を順次作成(下水道局) ・区市町村が策定する雨水出水浸水想定区域図を技術支援する(下水道局) ・高潮浸水想定区域図の改定検討を行っている。(港湾局、建設局) ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図の作成に着手した(建設局、下水道局)。</p> | <p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局</p> | |

④「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する

| 項目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | 文京区 | 台東区 | 荒川区 | 北区 | 足立区 | 気象庁東京都気象台 | 関東地方整備局 | 東京都 | 取組機関 |
|--|---------------------------------------|---|---|--|---|---|--|---|--|------|
| <p>④「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する</p> | <p>・現状と課題 ・今後の具体的な取組 R4年度</p> | <p>「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」や他区市町村の取組事例等を参考に、取組を検討している。</p> | <p>「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に取組を検討している。 ・他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかりやすい表示をしていく必要がある。</p> | <p>「まるごとまちごとハザードマップ」に類似した取組として、荒川が犯監した場合の想定浸水深等を表示した浸水深シールを作成し、公共施設や電柱に貼付することにより周知している。 ・引き続き、想定最大規模降雨に基づく想定浸水深と、それに適した避難方法を周知する必要がある。</p> | <p>「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」や他区市町村の取組事例について研究し、取り組みについて検討している。 ・引き続き、想定最大規模降雨に基づく想定浸水深と、それに適した避難方法を周知する必要がある。</p> | <p>「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に取組を検討している。(ただし、まるごとまちごとハザードマップは、国管理河川で実施予定。) ・他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかりやすい表示をしていく必要がある。 ・より多くの住民に対して「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を周知していく必要がある。</p> | <p>・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援している。(建設局)</p> | <p>・引き続き、国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援していく。(建設局)</p> | <p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局</p> | |

④浸水実績等の周知

| 項目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | 文京区 | 台東区 | 荒川区 | 北区 | 足立区 | 気象庁東京都気象台 | 関東地方整備局 | 東京都 | 取組機関 |
|------------------|---------------------------------------|--|---|--|--|---|---|---|--|------|
| <p>④浸水実績等の周知</p> | <p>・現状と課題 ・今後の具体的な取組 R4年度</p> | <p>・窓口及びホームページで浸水実績を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。</p> | <p>・区窓口等で、浸水実績を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。</p> | <p>・窓口または電話等にて浸水履歴を公表している。 ・浸水した原因を考慮した上で、区民へ周知する方法を検討する必要がある。</p> | <p>・窓口で平成3年度以降の浸水(道路冠水)履歴を公表している。 ・東京都の浸水実績も取り入れ、都区で一元化し公表していく必要がある。</p> | <p>・ホームページや窓口で浸水実績を公表している。 ※洪水に限らない実績。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。</p> | <p>・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防情報の発信を実施している。 ・今後は、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムの構築に取り組む。(建設局)</p> | <p>・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防情報の発信を実施している。 ・今後は、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムの構築に取り組む。(建設局)</p> | <p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局</p> | |

〇第六建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

| 項目 | 東京都管轄河川を対象とした取組内容 | 文京区 | 台東区 | 荒川区 | 北区 | 足立区 | 気象庁東京管区気象台 | 関東地方整備局 | 東京都 | 取組機関 |
|--|-------------------|--|---|---|---|---|--|---------|--|--|
| A 住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。 | 現状と課題 | ・防災訓練等において、ハザードマップ等を用いて、水害についての情報提供を行っている。 ・水害時の避難体制に関する意見交換会を実施し、水害リスクに関する周知や避難体制の構築を図っている。 ・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。 | ・住民自身で地域の避難計画を作成するための手引きを公開している。 ・自助の取組を促すために、必要に応じてマイタイムラインの冊子を配布している。 | ・自助の取組を促すために、必要に応じて東京マイタイムラインの冊子を配布している。 ・防災指導者講習会を実施し、町会の防災に関して指導者の役割を担う人材育成を行っている。 ・地域の避難計画作成の手引きを用い、住民自身の地域の避難計画の作成を支援していく。 | ・地域でのマイタイムライン普及を図っている。 ・自助の取組を促すために、必要に応じてマイタイムラインの冊子を配布している。 | ・住民に対する水害ワーキングやセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。 ・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。 | | | ・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局) | 【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局 |
| | 今後の具体的な取組 | 水害に対する情報提供を積極的に行い、自助を支援する取組を行っている。 | ・自助の取組を促すために、必要に応じて東京マイタイムラインの冊子を配布していく。 ・防災指導者講習会を実施し、町会の防災に関して指導者の役割を担う人材育成を行っている。 ・地域の避難計画作成の手引きを用い、住民自身の地域の避難計画の作成を支援していく。 | ・引き続き、機会を捉えた周知啓発を行う必要がある。 ・防災指導者講習会を実施し、町会の防災に関して指導者の役割を担う人材育成を行っている。 ・地域の避難計画作成の手引きを用い、住民自身の地域の避難計画の作成を支援していく。 | ・地域でのマイタイムライン作成の普及のためのリーダーを区民から募集し、地域での作成促進を目指す。 | ・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。 | | | ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する。(総務局) ・引き続き、セミナー事業を通じたマイタイムライン普及拡大に取り組む。また、セミナーの実施にあたっては区市町村や国と連携し、各地域のニーズを踏まえたより効果的な開催先・受講団体を選定する。(総務局) | |
| | R4年度 | ・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布した。 ・水害時の避難体制に関する意見交換会を実施し、水害リスクに関する周知や避難体制の構築を図った。 | ・自助の取組を促すために、必要に応じて東京マイタイムラインの冊子を配布している。 ・防災指導者講習会を実施し、町会の防災に関して指導者の役割を担う人材育成を行っている。 ・地域の避難計画作成の手引きをホームページ上に公開した。 | ・令和4年7月には、町会回覧板において、ハザードマップと併せて、各家庭での東京マイタイムラインの作成を促進するためのチラシを回覧した。 | ・マイタイムラインの作成に向けて、地域から普及リーダーを募集して講習会を実施した。 ・区民向けのマイタイムライン作成講座を実施した。 ・すでに認定している普及リーダーへのフォローアップ講座を行った。 | ・マイタイムラインの策定を加速させるために、商業施設でのイベント等で「東京マイタイムライン」の配布を行い、普及啓発を行った。 ・避難所運営会議にて、住民に対して分散避難について周知を引き続き実施する。 ・コミュニティタイムラインの策定及びフォローアップを進めている。 | | | ・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局) ・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイタイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・「東京マイタイムライン」のアプリ版コンテンツを制作・配信し、利用向上を目指した広報に取り組んでいる。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイタイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局) ・都民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、親子、企業、学校を対象として東京マイタイムラインセミナーを実施している。(総務局) | |
| B 水害リスクも考慮した避難行動要支援者ごとの個別避難計画策定の作成促進及び避難行動要支援者・避難支援者等関係者への水害リスクの周知について、検討する。 | 現状と課題 | ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定について、取組を進めている。 ・地域包括支援センター等へハザードマップやパンフレットを配渡し、水害リスクの周知を図っている。 | ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者の個別避難計画の作成を促している。 ・民生委員の会議や防災指導者講習会などで、避難行動要支援者名簿の活用及び風水害時の支援について、講習を実施している。 ・風水害時に避難支援について、支援方法やモデル事例等を検討している。 | ・避難行動要支援者の水害時における個別計画の作成を推進していく必要がある。 ・引き続き、機会を捉えた周知啓発を行う必要がある。 | ・避難行動要支援者名簿を策定し、配布を行っている。 ・令和4年度に策定予定の「北区大規模水害避難行動支援計画」をもとに、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を支援していく。 | ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定について、安否確認の方法など検討していく。 | | | ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局) | 【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 福祉保健局 |
| | 今後の具体的な取組 | ・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿(個別避難計画を含む)の更新を進めるとともに、個別通知を送付するなど、外部提供の同意率の向上を図っていく。 ・避難行動要支援者名簿(個別避難計画を含む)の策定・更新を進めるとともに、個別通知を送付するなど、外部提供の同意率の向上を図っていく。 | ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者の個別避難計画の作成を促している。 ・民生委員の会議や防災指導者講習会などで、避難行動要支援者名簿の活用及び風水害時の支援について、講習を実施していく。 ・風水害時に避難支援について、支援方法やモデル事例等を検討している。 | ・避難行動要支援者の水害時における個別計画の作成を推進していく必要がある。 ・引き続き、機会を捉えた周知啓発を行う必要がある。 ・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定について、取組を進めていく。 | ・令和4年度に策定予定の「北区大規模水害避難行動支援計画」をもとに、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を支援していく。 | ・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定について、取組を進めていく。 | | | ・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組について、区市町村の支援を行っていく。(福祉保健局) | |
| | R4年度 | ・避難行動要支援者名簿(個別避難計画を含む)の策定・更新を進めるとともに、個別通知を送付するなど、外部提供の同意率の向上を図っていく。 | ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者の個別避難計画の作成を実施した。 ・防災指導者講習会にて、避難行動要支援者名簿の活用及び風水害時の支援についての講習を実施した。 ・風水害時に避難支援について、支援方法やモデル事例等を検討している。 | ・避難行動要支援者の水害時における個別支援計画作成について取組を推進した。 | ・避難行動要支援者向け個別避難計画作成に関する基本方針をまとめた計画を策定予定である。 | ・避難行動要支援者の実態把握を行い、浸水リスクや障害の度合い等によりA～Eの5段階に区分した。 ・個別避難計画作成の重要度が特に高いAランクの区民に対する個別避難計画の作成を完了し、Bランクの区民の計画に着手している。 | | | 区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施していく。(福祉保健局) | |
| C 地域防災力の向上のための人材育成を検討する。 | 現状と課題 | ・防災訓練等において、ハザードマップ等を用いて、水害についての情報提供を行っている。 ・水害時の避難体制に関する意見交換会を実施し、水害リスクに関する周知や避難体制の構築を図っている。 | ・住民に対する水害ワーキングやセミナーの実施や、水害リスクに関する周知の方策について、必要性も含め、検討していく。 | ・防災講話や研修会等の機会を捉え、区における水害リスクや避難方法等について周知を図っている。 | ・地域でのマイタイムラインの普及を目的としたリーダーを募集している。 | ・住民や企業に対する水害セミナーを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。 | | | ・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局) | 【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局 |
| | 今後の具体的な取組 | ・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を進めていく。 ・各地域の防災士等へ水害に対する情報提供を行っていく。 ・引き続き、水害時の避難体制に関する意見交換会を実施し、水害リスクに関する周知や避難体制の構築を図っていく。 | ・住民に対する水害ワーキングやセミナーの実施や、水害リスクに関する周知の方策について、必要性も含め、検討していく。 | ・引き続き、機会を捉えた周知啓発を行い、区民等の水害に対する意識の向上を図っていく。 | ・リーダー育成のための講習会を行う。 ・区でマイタイムライン普及リーダーを講師とした一般向けの作成方法の講習会を行う予定。 | ・地域防災力向上のために、コミュニティタイムラインを支援する取組を加速させる方策を検討していく。 ・住民に対する水害ワーキングやセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。 | | | ・地域防災力の向上のための人材育成に向けて検討を進める(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する(総務局) | |
| | R4年度 | ・水害時の避難体制に関する意見交換会を実施し、水害リスクに関する周知や避難体制の構築を図った。 ・避難所運営協議会からの推薦を受けた方に対し、防災士認定資格支援助成金を交付し、引き続き地域の防災リーダーの育成に取り組んでいる。 | ・令和4年度は、毎年度実施している防災指導者講習会にて、避難行動要支援者名簿の活用及び風水害時の支援についての講習を実施した。 ・今後も、東京マイタイムラインの作成方法や地域での作成支援等を実施していく。 | ・防災講話等の機会を捉え、水害への備えに対する意識の向上を図った。 | ・町会・自治会を中心に地域に出向き、地域ごと水害の危険性の認識の向上を図っていく。 | ・地域防災力向上のために、コミュニティタイムライン作成の支援を行っていく。 ・住民に対する水害ワーキングやセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。 | | | ・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局) | |
| D 区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を実施する。 | 現状と課題 | ・4年4箇所の避難所における避難所総合訓練及び1年1回の防災フェスタ等において、地域住民や民間関係機関と連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。 | ・関係機関と連携して水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。 | ・水防訓練において、区民や関係機関と連携し、土のう、水のうを活用した訓練を実施している。 | ・毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。 | ・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)へ参加しているが少数となっている。 | | | ・避難指示等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施している。(建設局、港湾局) ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局) | 【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局 |
| | 今後の具体的な取組 | ・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。 ・大規模水害を想定した避難訓練の実施などについて検討していく。 | ・引き続き、関係機関と訓練内容について検討し、より実践的な訓練を実施していく。 ・水防訓練において、区民が参加可能な内容を充実していく。 | ・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、訓練を実施していく。 | ・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、訓練を実施していく。 | ・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の実施について検討していく。 | ・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)が充実したものとなるよう、協力していく。 | | | ・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練をより多くの区市町村と連携して実施していく。(建設局、港湾局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局) |
| | R4年度 | ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、避難所総合訓練では訓練参加者を避難所運営を行う役員や施設関係者、区職員のみとしているが、年度末に参加者の制限を緩和した総合防災訓練の実施を予定している。 ・Zoomを活用したオンライン防災イベントを実施し、水害時についてのハザードマップ等の活用方法等について周知した。 ・引き続き、コロナ禍における訓練実施方法を検討していく。 | ・風水害を想定した避難場所開設訓練(研修)を、開設主体である区の職員向けに実施した。 ・引き続き、大規模水害を想定した避難訓練の実施などについて検討していく。 | ・防災講話等の機会を捉え、水害への備えに対する意識の向上を図った。 ・関係部署と連携して、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の徹底について対象施設へ周知を図った。 | 令和4年度北区総合水防訓練(第五消防方面本部)を5月14日に実施した。 | ・一部の避難所の防災訓練において、水害に関する講演会や、水害を想定した訓練を行った。 ・引き続き、関連機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を検討、実施していく。 | ・6月25日練馬区土砂災害警戒区域対象避難訓練に参加し、防災気象情報について講話を行った。 ・9月3日東京都・品川区合同総合防災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。 ・11月9日東京都・神津島村合同総合防災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。 ・11月12日杉並区総合震災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。 | | | ・多摩川沿川の5自治体と連携して、大規模風水害を対象とした訓練上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練をより多くの区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局) |
| E 防災教育に関する指導計画作成への支援など、小中学校等における防災教育の充実に向けた取組を実施する。 | 現状と課題 | ・区立小中学校における防災宿泊訓練等への協力を通じて、防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。 | ・要請に応じ、防災教育の実施について、検討していく。 | ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。 ・平成28年度から教育関係機関への防災教育の実施について働きかけを行っている。 | ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。 | ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。 | | | ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化スポーツ局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行う必要がある。(教育庁) | 【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 教育庁、生活文化スポーツ局、総務局 |
| | 今後の具体的な取組 | ・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。 | ・今後、教育委員会と連携して推進していく。 | ・教育委員会と連携し、防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。 | ・引き続き、教育関係機関へ働きかけていく。 | ・防災教育の取組み等について検討していく。 | | | ・防災教育に関する通知等の周知とともに、学校からの問合せ等への助言を行い、各私立学校の取組を支援する。(生活文化スポーツ局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁) | |
| | R4年度 | ・区立、小中学校における防災宿泊訓練等への協力を通じて、防災教育を実施した。 ・防災教育として、小中学校や保育園、幼稚園等へ地震体験と煙ハスの出張を行った。 ・児童館や育成室等に対して、防災教育DVDの貸出を行った。 | ・引き続き、教育委員会と連携して推進していく。 | ・避難確保計画に基づく避難訓練、緊急連絡先の確認等を行うとともに、その必要性や実施の徹底について、改めて各小中学校へ周知を図った。 | ・引き続き、教育委員会と協力して防災教育を普及していく。 | ・都作成の東京マイタイムラインについて、商業施設でのイベント等で配布を行い、普及啓発を図った。 | ・11月15日荒川下流河川事務所及び北区役所と連携し、北区神倉中学校での防災教育にコースを出展した。 | | ・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイタイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイタイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局) ・都立高等学校を対象に、東京マイタイムラインセミナーの事前講座及び、VR体験を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。(総務局) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化スポーツ局) ・都立高等学校(学年等)を対象に「東京マイタイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。(総務局・教育庁) ・学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を配付し、防災教育の充実を図った。(教育庁) ・学校安全教室指導者講習会を通じて、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。(教育庁) | |

○第六建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

| 項目 | | 東京都市圏河川を対象とした取組内容 | | 文京区 | | 台東区 | | 豊川区 | | 北区 | | 足立区 | | 気象庁東京管区気象台 | | 関東地方整備局 | | 東京都 | | 取組機関 | | | |
|-------------------|----------------------------|---|--|---|--|--|---|-----|--|----|--|-----|--|------------|--|---------|--|-----|--|------|--|---|--|
| ⑨水位計、河川監視用カメラ等の整備 | 現状と課題 今後の具体的な取組 R4年度 | ・国交省において調査を進めている。低コストで導入が容易なクラウド型メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報を共有する。 ・水位計(危機管理型を含む)、河川監視用カメラの配置状況と設置状況(設置予定含む)を共有する。 ・ダム放流警報設備等の適切な維持管理を実施する。 | ・水位計や河川監視用カメラ等を設置している。 | ・水位計や河川監視用カメラ等の設置している。 ・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。 | ・令和3年度に隅田川右岸(新橋六丁目地内)への河川監視カメラの設置について東京都と協議・調整を行う。令和4年度に設置が完了した。 | ・河川の一部に水位計や河川監視用カメラ等を設置してある。 ・維持修繕(水位計、雨量計、カメラ他)にかかる費用が大幅にかかっている。 | ・一部河川に水位計や河川監視用カメラを設置している。 | | | | | | | | | | | | | | | 河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にしていく。(交通局) ・放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実にしていく。(水道局) ・必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。(水道局) | |
| | | | ・都管理水位計と区管理水位計の観測データを区災害情報システム一括で取り込み、水防対策に活用していく。 | ・水位計、河川監視用カメラの配置の必要性について検討していく。 | ・河川監視カメラの映像の有効活用を検討するとともに、区民への円滑な情報提供方法についても検討を進めている。 | ・比較的確修繕(水位計、雨量計、カメラ他)がかからない機器を調査するとともに、今後、配置については、引き続き検討していく。 | ・引き続き、既に設置されている水位計や河川監視用カメラを活用していく。 ・令和4年度に設備更新を実施した。 | | | | | | | | | | | | | | | | ・実施主体間での設置予定情報や事例の共有(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にしていく。(交通局) ・放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実にしていく。(水道局) |
| | | | ・引き続き、水位計や河川監視用カメラの配置の必要性について検討していく。 | ・引き続き、出水期前に、河川管理施設の点検を実施していくとともに、適宜、水防資機材の更新を実施していく。 ・新たな水防資機材として、土のうステーションを区内5か所に設置した。今後、利用状況等を踏まえ増設の要否を検討する。 | ・河川監視カメラの映像による水位等の確認を行った。 ・カメラ設置状況及び閲覧方法を関係部署と共有した。 | ・水位計(危機管理型を含む)及び河川監視用カメラ(簡易型を含む)の性能等を調査していく。 | ・東京都水防総合情報システムJHPを活用し、河川水位を確認した。 ・既に設置されている水位計や河川監視用カメラについて、運用上の反省点等を活かし、更新していく。 | | | | | | | | | | | | | | | | |

2) 的確な水防活動のための取組

| 項目 | | 東京都市圏河川を対象とした取組内容 | | 文京区 | | 台東区 | | 豊川区 | | 北区 | | 足立区 | | 気象庁東京管区気象台 | | 関東地方整備局 | | 東京都 | | 取組機関 | | | |
|--------------------------|----------------------------|--|--|---|---|---|---|--|--|----|--|-----|--|------------|--|---------|--|-----|--|------|--|--|--|
| ⑩水防上注意を要する箇所、水防資機材等の整備 | 現状と課題 今後の具体的な取組 R4年度 | ・河川整備の進捗状況等を踏まえた。出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施する。 ・各構成員が保有する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。 | ・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。 | ・区内に水防上注意を要する箇所が定められていないことから共同点検には参加していない。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。 | ・出水期前に、水防上注意を要する箇所等の点検を行っている。 ・出水時には、河川の水位等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。 | ・出水期前に、消防機関等と水防上注意を要する箇所等を想定した共同水防訓練を実施している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。 | ・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。 | | | | | | | | | | | | | | | ・出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施している。(建設局) ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。(建設局) | |
| | | | ・引き続き、出水期前に水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 | ・新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関と連携して共同点検に参加していく。 ・引き続き、出水期前に、河川管理施設の点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 | ・出水期前に、区単独だけでなく消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を検討する。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 | ・引き続き、出水期前後の、水防上注意を要する箇所の巡回点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 | ・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 | | | | | | | | | | | | | | | | ・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。(建設局) ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。(建設局) |
| | | | ・水防資機材の定期的な点検及び更新と、水防用土のうの定期的な中身の入れ替え作業を実施した。 ・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加した。 | ・引き続き、出水期前に、河川管理施設の点検を実施していくとともに、適宜、水防資機材の更新を実施していく。 ・新たな水防資機材として、土のうステーションを区内5か所に設置した。今後、利用状況等を踏まえ増設の要否を検討する。 | ・出水期前に水防上注意を要する箇所等の点検を行った。 ・水防資機材の点検及び補充を行った。 | ・現在備蓄している水防資機材の確認を行い、今後導入すべき資機材を検討している。 | ・京成本線荒川橋梁部における夜間水防訓練において、対岸区である豊島区、区内消防署、河川管理者及び京成電鉄株式会社と連携のあり方を確認した。 ・水防資機材を点検し、新たな資機材の種類や必要性について研究した。 ・出水期に備えて土のうを作成した。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑪水防訓練の充実 | 今後の具体的な取組 R4年度 | ・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練を実施する。 | ・年1回、関係機関と合同で水防訓練を実施している。 | ・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。 | ・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 | ・毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携した水防訓練を実施している。 | ・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。 | ・関係機関と連携した水防訓練には準備段階から参加している。 | | | | | | | | | | | | | | | ・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。(建設局)【気象台】 ・出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を実施している。(総務局) ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。(総務局、建設局) |
| | | | ・毎年実施している水防訓練について、既存の水防資機材を活かした実践的な訓練内容を検討していく。 | ・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。 | ・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。 | ・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。 | ・実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。 | | | | | | | | | | | | | | | | ・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を実施していく。(建設局) ・より実践的な水防訓練となるよう検討していく。(建設局) |
| | | | ・毎年実施している水防訓練について、区内消防等関係機関、地元町会やボランティア等と合同で実施した。 ・実施した水防訓練について、文京区HPやSNS等を通じて広報を行った。 | ・新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、消防機関と協議の結果、今年度の水防訓練は中止した。 ・訓練の代替措置として、部内職員(採用、転入、未経験)を対象とする土のう製作研修を実施した。 | ・消防署、区役所が各々、訓練(土のう作成等)を行った。 ・関係部署と連携体制の確認を行った。 | ・消防機関等と連携している水防訓練に、時系列を考慮した訓練を実施している。 | ・京成本線荒川橋梁部における夜間水防訓練を、実際の現場で水防活動手順書に基づき行った。 ・区職員からドローン操縦者を選出し、当水防訓練時に遠隔による状況確認等、ドローンによる操作訓練を実施した。 ・区職員が河川敷で土のう(ショベルローダー)の操作訓練を実施した。 | 東京消防庁・国立市・立川市・昭島市合同総合水防訓練に参加し、防災気象情報の周知等を実施した。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑫水防に関する広報の充実 | 今後の具体的な取組 R4年度 | ・各構成員の水防に関する広報(水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)の取組状況を共有する。 | ・区報を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。 | ・ホームページやポスター、チラシ等を通じて水防活動を行う消防団員の募集を図っている。 | ・ホームページや区報等の各種媒体を通じて水害時の備えについて広報を実施している。 | ・水防月間である5月においては、広報誌等を通じて、水防にかかわる備えの充実について広報を実施している。 | ・広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。 | | | | | | | | | | | | | | | ・ホームページや各種広報媒体等を通じて広報を展開していく。(建設局、総務局) ・区市町村に依頼し、区市町村の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。(建設局) | |
| | | | ・関係機関と協力を図っていく。 | ・引き続き、ホームページやポスター、チラシ等を通じて水防活動を行う消防団員の募集を図っていく。 | ・引き続き、ホームページや区報、水防訓練におけるチラシ配布等の活用のほか、消防団員の募集については消防署と連携して充実を図る。 | ・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて、水防活動の取り組み状況を周知する。 | ・広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。 | | | | | | | | | | | | | | | ・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報を展開していく。(建設局、総務局) | |
| | | | ・引き続き、関係機関と協力を図り、様々な媒体により募集広報を行っている。 | ・引き続き、ホームページやポスター、チラシ等を通じて水防活動を行う消防団員の募集を図っていく。 | ・ホームページや区報等の各種媒体を通じて水害時の備えについて広報を実施した。 ・令和4年7月には、町会回覧板において、ハザードマップと併せて、各家庭での東京マイタイムラインの作成を促進するためのチラシを回覧した。 | ・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて、水防活動の取り組み状況を周知する。 | ・引き続き、広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。 ・区と消防署、消防団が協力し、令和4年度中に区独自の募集チラシを作成する予定である。 | | | | | | | | | | | | | | | | ・東京都水防ツイッター等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報を展開していく。(建設局、総務局) ・職員の手紙やメールなど、IURL等を記載し広報を行った。(建設局) ・本所防災館にて水防月間に広報を実施した。(建設局) |
| ⑬水防活動を行う消防団間の連携、協力に関する検討 | 現状と課題 今後の具体的な取組 | ・洪水等に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討する。 | ・関係機関を通じて連携を図っている。 | ・区市町村間での広域的な消防団の連携等についての取組みは行っていない。 | ・水防訓練を通じて、消防団との連携強化を図っている。 | ・水防訓練を通じて消防団間の連携、協力体制の強化を図っていく。 | ・区内で最も風水害危険が高い京成電鉄荒川橋梁部において、消防団と連携し、土のう積み訓練を実施した。継続的な訓練が必要である。 | | | | | | | | | | | | | | | ・連携体制の構築に向けた検討資料として、東京豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) | |
| | | | ・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。 | ・区市町村間での広域的な消防団の連携等について、必要に応じて検討していく。 | ・引き続き、消防団との連携、協力体制を強化していく。 | ・東京都、東京消防庁、区内各消防団と必要に応じて連携、調整を図っていく。 | ・東京都、東京消防庁、区内各消防団と必要に応じて連携、調整を図っていく。 | | | | | | | | | | | | | | | | 連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局) |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

○第6建設事務幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

| | | | | | | | | | | |
|--|--|------|--|--|------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|--|--|--|
| | | R4年度 | ・引き続き、区市町村間での広域的な消防団の連携等とともに、より強固な協力体制が築けるよう努めていく。 | ・引き続き、区市町村間での広域的な消防団の連携等について、必要に応じて検討していく。 | ・水防訓練を通じて、消防団との連携・協力体制の強化について検討した。 | ・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。 | ・東京都、東京消防庁、区内各消防団と必要に応じて連携、調整を図っていく。 | | | ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を共有していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局) ・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車の仕様や運用方法について、区市町村に向けた周知を検討していく。(建設局) |
|--|--|------|--|--|------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|--|--|--|

| 多様な主体による被害軽減対策に関する事項 | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|-----------|--|---|---|---|---|---------|-----|--|---|
| 項目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | 文京区 | 台東区 | 荒川区 | 北区 | 足立区 | 気象庁東京管区気象台 | 関東地方整備局 | 東京都 | 取組機関 | |
| ④災害拠点病院等の施設管理等への情報伝達の充実 | ・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を把握する。 ・施設管理者等に対する浸水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討し、適用していく。 | 現状と課題 | ・浸水予想区域内に災害拠点病院等は存在しない。 ・浸水予想区域が見直される場合は、災害拠点病院の立地状況等を確認する必要がある。 | ・浸水想定区域図内等に災害拠点病院が立地するが、浸水深が浅く、氾濫しても災害拠点病院の機能に影響を及ぼすおそれがない。 ・東京都より公表された、神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認する必要がある。 | ・医療機関に対して浸水害に係る情報を提供するとともに、避難確保計画の作成促進・支援を行っている。 ・災害拠点病院等の立地状況や浸水深を確認し、区からの情報提供体制・対策の普及等をさらに推進する必要がある。 | ・浸水予想区域内に災害拠点病院等はないが、災害拠点連携確保計画の作成促進・支援を行っている。 ・災害拠点連携病院についても、災害拠点病院と同様に防災行政無線を配備し、災害時の情報伝達手段の確保をしている。 | ・浸水予想区域内の災害拠点病院等の立地状況の確認を行い、地域防災計画へ位置付けること等が必要である。 | | | ・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) | 【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・浸水予想区域等について、東京都と密に情報共有を図っていく。 ・浸水予想区域が見直された場合は、災害拠点病院の立地状況等を確認する。 | ・東京都より公表された、神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。 | ・引き続き、水害に関する情報と対策の必要性について情報提供を行い、水害時における医療機関との連携、迅速な避難行動の確保を推進する。 | ・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。 | ・浸水予想区域内の災害拠点病院等の立地状況を確認し、必要に応じて地域防災計画に位置付けを行っていく。 | | | ・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局) | |
| | | R4年度 | ・浸水予想区域等について、引き続き、東京都と密に情報共有を図っていくとともに、浸水予想区域が見直された場合は、災害拠点病院の立地状況等の確認を実施する。 | ・今後東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を把握していく。 | ・関係部署と連携して、対象となる医療機関に対し、避難確保計画の作成、計画に基づく訓練の実施の徹底について周知を図った。 | ・浸水予想区域内の災害拠点病院のあり方について検討をしていく。 | ・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。 ・今後東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認していく。 ・災害拠点病院の拡充のための災害協定を締結を進める。 | | | ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) | |

| ④洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実 | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|-----------|---|--|---|---|--|---------|-----|--|-----------------------------------|
| 項目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | 文京区 | 台東区 | 荒川区 | 北区 | 足立区 | 気象庁東京管区気象台 | 関東地方整備局 | 東京都 | 取組機関 | |
| ④洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実 | ・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を把握し、適切に確保を確保するために必要な対策(耐水化等)について検討する。 | 現状と課題 | ・令和2年度に文京シビックセンターについては、浸水対策工事及び非常用発電機増設工事を実施した。防水板の設置については、一部(1階カフェ部分)未設置であるため、今後改修する必要がある。 | ・台東区役所本庁舎においては、止水板などの風水害資機材を整備しているが、万一、浸水等により活用が不能となった場合、途中防災コミュニティセンターを災害対策本部の代替施設として活用する。 ・東京都より公表された、神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ、区域内に庁舎があるか確認する必要がある。 | ・災害活動拠点となる区役所本庁舎等に非常用発電機を設置するとともに、可搬型電池を複数台配備している。 | 庁舎移転の予定地が浸水想定区域のため、耐水化等の対策が必要である。 | ・本庁舎の各入口に、止水板が設置できる構造となっている。 ・浸水に備えた排水ポンプを設置している。 | | | ・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局、下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。(各局) ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局) | 【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 全局 |
| | | 今後の具体的な取組 | 文京シビックセンターの防水板未設置部分について、テナントの契約更新時期等に合わせ、対策を講じる。 | ・東京都より公表された、神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて対策を検討していく。 | ・本庁舎のバックアップ施設の検討や、その施設において災害時に活動できるための設備や機能の充実を図る必要がある。 | ・公表されている浸水予想区域図を踏まえ、庁舎移転に際し、耐水化等の対策を検討していく。 | ・浸水対策について、資機材等を定期的に点検し、維持管理を徹底していく。 | | | ・浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) ・耐水化等の対策を検討していく。(各局) ・引き続き、河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) | |
| | | R4年度 | 特にありません。 | ・引き続き、東京都より公表された、神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて対策を検討していく。 | ・災害本部訓練を通じて、蓄電池の取り扱い方法や作動状況の確認を行った。 | ・引き続き、公表されている浸水予想区域図を踏まえ、庁舎移転に際しての耐水化等の対策を検討した。 | ・定期的に資機材等を点検し、出水期に備えて土のうの補充を行った。 ・本庁舎の一部について改修計画を策定しており、発電機の位置など水害時を想定した計画を行っている。 | | | ・引き続き、災害本部の設置される区市町村庁舎に対し、非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局) | |

3) 氾濫水の排水に関する取組
氾濫水の排水に関する事項

| 項目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | 文京区 | 台東区 | 荒川区 | 北区 | 足立区 | 気象庁東京管区気象台 | 関東地方整備局 | 東京都 | 取組機関 | |
|-------------------------------|---|-----------|--|--|--|---|---|---------|-----|--|---|
| ④排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 | ・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域図における排水施設、排水資機材等の運用方法を共有する。 ・大規模水害時における排水作業準備計画を共有する。 | 現状と課題 | 水防用土のうや排水ポンプ等の水防資機材を配備している。 | ・可搬式排水ポンプを配備している。 | ・水中ポンプ4台、エンジンポンプ1台を配備している。 | 可搬式ポンプ(水防用)を配備しており、区職員による訓練を実施している。 | 排水ポンプ等の資機材を配備している。 ・操作できる人員の確保が課題。 | | | ・東部低地帯に排水機場を設置している。(建設局) ・排水ポンプに排水機場を設置している。(建設局) ・建設事務所(西建を除く)に排水ポンプ車を配備している。(建設局) ・排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施している。(建設局、港湾局、下水道局) ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局) | 【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局 |
| | | 今後の具体的な取組 | ・配備している資機材等について、定期的に点検し、適宜更新するなど維持管理を徹底していく。 | ・配備している資機材について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。 | ・排水ポンプ等の資機材については、災害時協定等により追加調達することも考慮し、検討を進めていく。 | ・配備している資機材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。 | ・必要に応じて運用方法や増強について改善を検討する。 | | | ・排水機場等の運用状況等を関係機関へ共有していく。(建設局、港湾局) ・排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。(建設局、港湾局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) | |
| | | R4年度 | ・配備している資機材等について、定期的に点検し、適宜更新した。 ・隣接する自治体と連携して施設の点検を実施した。 ・水防用土のうに関するホームページを適宜最新の情報に更新した。 | ・引き続き、配備している資機材について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。 | ・配備している資機材について定期的に点検を行っている。 | ・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。 ・配備している資機材を迅速に操作できるような訓練を実施し、操作技術の習熟に努めている。 | ・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。 ・配備している資機材を迅速に操作できるような訓練を実施し、操作技術の習熟に努めている。 | | | ・東京都コンクリート圧送同組合と協定を締結し、排水機能の強化を図っている。(総務局) ・河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・国等関係機関を構成員とした委員会を設置し、排水作業準備計画を作成した。(建設局) | |

4) その他の取組
その他の事項

| 項目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | 文京区 | 台東区 | 荒川区 | 北区 | 足立区 | 気象庁東京管区気象台 | 関東地方整備局 | 東京都 | 取組機関 | |
|---|---|-----------|--|--|----------|--|--|---------|--|--|--|
| ④堤防など河川管理施設の整備(洪水浸透防止等の法など、河川の適切な維持管理の実施や堤防等の河川管理施設の適切な維持管理を実施する。 | ・河川整備計画に基づき順次整備を実施する。 ・東京都河川維持管理基本方針等に基づく、洪水浸透防止等の法など、河川の適切な維持管理の実施や堤防等の河川管理施設の適切な維持管理を実施する。 | 現状と課題 | ・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。 | ・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。 | (該当河川なし) | ・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。 | | | ・計画に対し、汎下能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局) ・河道や河川管理施設の適切な維持管理を実施している。(建設局) | 【区市町村】 特別条例で河川の表面管理を行う23区が対象 【東京都】 建設局 | |
| | | 今後の具体的な取組 | ・着実に適切な維持管理を実施していく。 | ・着実に適切な維持管理を実施していく。 | — | ・着実に適切な維持管理を実施していく。 | ・河川管理施設の適切な管理を実施する。 | | | ・着実に河川整備を進めていく。(建設局) ・着実に適切な維持管理を実施していく。(建設局) | |
| | | R4年度 | ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。 | ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。 | — | ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。 | ・特別条例に基づく区管理河川である5河川について点検や維持管理を実施し、適切な管理に努めた。 | | | ・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局) | |

○第六建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

| | | | | | | | | | | |
|---|-------------------|--|--|---|--|---|---|--|--|-----------------|
| ④水門、樋管等の施設の適切な運用体制の確保 ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有する。 ・都管理の遠隔操作化している水門・樋管の運用方法について情報を共有する。 ・都管理の水門・樋管等について、施設の適実な運用体制を検討する。 | 現状と課題 | | | | | | | | ・水門、樋管については、遠隔操作化して運用している。(建設局) ・下水道局管理の水門について、内地の安全な場所から遠隔操作できるように対策(下水道局) | 【東京都】建設局、下水道局 |
| | 今後の具体的な取組 | | | | | | | | ・水門、樋管の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局) ・引き続き、内河に水防活動等を実施するため、関係機関と樋管の操作情報等の共有を実施する。(下水道局) ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有していく。(建設局) | |
| | R4年度 | | | | | | | | ・引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局) ・内河に水防活動等を実施するため、関係機関と樋管の操作情報等の共有を実施。(下水道局) | |
| ⑤水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援 ・防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。 | 現状と課題 | | | | | | | | ・防災、安全交付金を活用した区市町村が行なうハザードマップの作成やまごまちごとハザードマップの作成などの取組を支援している。(建設局) | 【東京都】建設局 |
| | 今後の具体的な取組 | | | | | | | | ・引き続き、区市町村の要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局) | |
| | R4年度 | | | | | | | | ・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表に伴い、区市町村が行なう水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まごまちごとハザードマップの取組に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局) | |
| ⑥適切な土地利用の促進 ・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に関する最新の最新情報の共有する。 | 現状と課題 | | | | | | | | ・令和2年8月の改正宅地建物取引業法の施行により水害リスクに関する情報が重要事項説明事項となったことから、新たに水害リスクが判明した際には、情報を適切に不動産関連事業者に対して周知する必要がある。(住宅政策本部、建設局) | 【東京都】住宅政策本部、建設局 |
| | 今後の具体的な取組 | | | | | | | | ・水害リスク情報等に係る施策の最新情報について、引き続き不動産関連事業者団体と連携した情報共有に取り組んでいく。(住宅政策本部、建設局) | |
| | R4年度 | | | | | | | | ・水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体に提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。(住宅政策本部、建設局) | |
| 項目 | 東京都管理河川を対象とした取組内容 | 文京区 | 台東区 | 豊川区 | 北区 | 足立区 | 気象庁東京管区気象台 | 関東地方整備局 | 東京都 | 取組機関 |
| ⑦災害時及び災害復旧に対する支援強化 ・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参加する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。 | 現状と課題 | ・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。 | ・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。 | ・国や東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。 | ・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。 | ・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。 | ・毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。 | ・国が実施している研修等に参加している。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局) ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局) | 【区市町村】全区市町村が対象【気象台】建設局 | |
| | 今後の具体的な取組 | ・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。 | ・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。 ・全区的な訓練などを繰り返し実施していく。 | ・引き続き、国や東京都が実施している研修等に参加するとともに、相互応援協定等を締結している自治体が被災した際の応援派遣などを進めて、現場対応スキルを向上させる必要がある。 | ・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。 | ・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。 | ・自治体担当者に利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを毎年実施する予定。 | ・引き続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局) | | |
| | R4年度 | ・国、東京都が実施している研修等に参加し、災害対応にあたる人材を育成することを継続していく。 | ・国、東京都が実施している研修へ参加し、研修の内容を職場で共有する。 ・消防署と合同で水防訓練を実施した。 | ・避難所ごとに実施している開設・運営訓練において、防災課職員だけでなく、運営担当職員を参加させ、地域住民との関係構築や発災時の連携等について確認を行った。 ・水害時の避難場所運営担当職員を対象とした研修会を実施し、発災時の円滑な避難場所の開設・運営体制を強化した。 | ・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。 | ・避難所の開設・運営のために避難所へ派遣される職員を対象に、水害時の対応に関する説明会を実施した。 ・災害対応にあたる人材育成の一環として、足立区独自の研修・訓練を実施した(土のう作成、ドローン操作訓練、重機操作訓練など)。 | ・区市町村防災担当者を対象に東京都防災気象講習会を開催し、防災気象情報の利活用について解説した。 ・区市町村防災担当者を対象に気象防災ワークショップを実施した。 | ・国及び外郭団体が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局) | | |
| ⑧災害情報等の共有体制の強化 ・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。 | 現状と課題 | ・DISにて災害情報や避難情報を共有している。 | ・DISにて災害情報や避難情報を共有している。 | ・DISにて災害情報や避難情報を共有している。 | ・DISにて災害情報や避難情報を共有している。 | ・DISにて災害情報や避難情報を共有している。 | | ・区市町村にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区市町村に対してDISの利用方法を周知するとともに、操作習熟について支援している。(総務局) | 【区市町村】全区市町村が対象【東京都】総務局 | |
| | 今後の具体的な取組 | ・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。 | ・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。 | ・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。 | ・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。 | ・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。 | | ・引き続き、DISの操作習熟について講習会を通じて支援していく。(総務局) | | |
| | R4年度 | ・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるようにマニュアルの整理や訓練(アラート)に参加するなど、DIS取り扱いの習熟に努めている。 | ・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、取り扱い訓練を実施した。 | ・災害情報や避難情報等をDISを活用し迅速に共有した。 | ・引き続き職員向けマニュアルの作成や教養を行うなどし、職員のDIS取り扱いの習熟に努める。 | ・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 | | ・DISの操作講習会等の充実を図り、災害時の円滑な情報共有を支援していく。(総務局) | | |
| ⑨地方自治体官45名の取組状況に関する情報提供等主共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。 | 現状と課題 | | | | | | | | ・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき協議会等を設置し、5年間の取組内容を組方針としてとりまとめた。 ・令和4年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。 | 【関東地方整備局】 |
| | 今後の具体的な取組 | | | | | | | | ・国管理河川を対象とした大規模災害協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っている。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。 | |
| | R4年度 | | | | | | | | ・運営協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。 | |